

板柳町スマート農業導入推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、農作業の効率化や労働力不足の解消等を図るため、スマート農業導入推進に要する経費について、予算の範囲内において、板柳町スマート農業導入推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、板柳町補助金等の交付に関する規則（平成13年度板柳町規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 板柳町に住所を有する農業者または農業法人、若しくは農業者3戸以上で組織する団体のいずれか
- (2) 町税等の滞納がないこと

(補助対象経費)

第3条 補助金交付の対象となる経費は、スマート農業技術カタログ耕種（全体版）（平成30年8月農林水産省公表）に掲載されている、農業機械の購入費及び設置費、デジタル無線受信機購入費とする。ただし次に掲げるものを除く。

- (1) 中古品、ソフトウェア及び農業以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いもの
- (2) デジタル無線(RTK-GNSS)基地局を使用しない農業機械

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1,000千円を上限として、補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）に3分の1を乗じて得た額以内の額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する交付申請書は、板柳町スマート農業導入推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）とし、次の書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 補助対象経費の内容が分かる見積書(2者以上)
- (2) 機械、設備等の性能が分かるカタログ等
- (3) 町税等の納付に関する調査についての承諾書(様式第2号)
- (4) 申請者名義の通帳の写し等
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付の決定を受けた事業者は、次に掲げる条件を満たすこと。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 本補助事業により取得した財産は、補助金交付の目的に反しての使用、譲渡、交換、貸し付け、または担保に供しないこと。ただし、第12条に規定する期間を経過した場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を町長に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業の状況、経費の収支、その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを事業年度の終了の翌年から5年間保管しておくこと。

(交付決定)

第7条 町長は、第5条の規定による申請書を受理したときは、速やかにその内容の審査を行い、給付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により補助金を給付することを決定したときは、補助金等交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

(申請の取下げの期日)

第8条 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して25日を経過した日又は補助金の交付に係る年度の3月31日のいずれか早い期日までに板柳町スマート農業導入推進事業費補助金事業完了実績報告書(様式第4号)に次の書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 領収証、振込依頼書等、支払いを証明するものの写し
- (2) 購入した農業機械の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

(請求と交付)

第10条 補助金の請求は板柳町スマート農業導入推進事業費補助金請求書(様式第5号)を町長に提出して行うものとし、補助金等交付確定通知書(様式第6号)により補助金の額が確定後において交付するものとする。ただし、事業の性質上その事業の終了前に交付する必要があると町長が認めるときは、概算払いにより交付することができる。

(返還)

第11条 町長は、虚偽やその他不正手段により補助金を受給した者に対して、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(処分の制限を受ける期間)

第12条 財産の処分の制限を受ける期間は購入する農業機械の耐用年数を経過するまでの期間とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月12日から施行する。